お問い合わせ・ご相談は

制度について詳しくは、次のところにお問い合わせください。

制度についてのお問い合わせ

山口県産業労働部労働政策課　☎083-933-3210
（〒753-8501　山口市滝町 1-1）

貸付についての御相談・お申し込み

山口県内の中国労働金庫 各店舗・ローンセンター

営業店名	郵便番号	店舗所在地	電話番号	窓口営業時間
山口支店	753-0076	山口市泉都町 7-8	083-920-5200	平日 9:00～11:00 12:00～15:00 休業日 土・日曜日 祝休日 年末年始 ※岩国支店は、 土曜日 9:00～11:00 12:00～16:00 も営業 （祝休日・年末年始を除く）
岩国支店	740-0016	岩国市三笠町 3-1-1	0827-21-7335	
柳井代理店	742-0031	柳井市南町 6-9-4	0820-23-1234	
下松支店	744-0012	下松市北斗町 1-10	0833-41-1770	
徳山支店	745-0056	周南市新宿通 2-20	0834-21-2128	
防府支店	747-0037	防府市八王子 1-8-18	0835-22-1863	
宇部支店	755-0021	宇部市常藤町 5-7	0836-31-2820	
小野田支店	756-0091	山陽小野田市日の出 1-10-12	0836-83-2268	
下関支店	750-0006	下関市南部町 21-23	083-223-8141	
萩支店	758-0041	萩市大字江向 424-3	0838-22-1225	
ローンセンター徳山	745-0056	周南市新宿通 2-20	0834-21-7676 フリーダイヤル 0120-624160	平日 9:00～11:00 12:00～18:00 土・日曜日 9:00～11:00 12:00～16:00 休業日 水曜日 祝休日 年末年始
ローンセンター防府	747-0037	防府市八王子 1-8-18	0835-26-5688 フリーダイヤル 0120-464160	
ローンセンター宇部	755-0021	宇部市常藤町 5-7	0836-31-6600 フリーダイヤル 0120-784160	
ローンセンター下関	750-0006	下関市南部町 21-21	083-223-7777 フリーダイヤル 0120-025002	

令和６年度

山口県の労働福祉金融制度のご案内

離職された方や中小企業の従業員の方を
対象とした貸付制度です。

山口県産業労働部労働政策課

山口県・市町中小企業勤労者小口資金貸付制度

～ 中小企業勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るために、県・市町・労働金庫が協調して貸付を行う制度です。～

貸付対象者 次の(１)～(５)の要件をすべて満たす方が対象となります。

(１)県内に居住している方　　(２)中小企業勤労者、又は共済会加入勤労者
(３)次のいずれかに該当している方
　① 同一事業所に１年以上勤続している。
　② 離職時の事業所に１年以上勤続し、離職を余儀なくされた勤労者(雇用保険受給資格者で離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32 及び34であった方に限ります。)で、離職後１年以内に再就職し、勤続１年未満
(４)市町税を完納している方
(５)返済能力のある方

(注) １共済会加入勤労者…（一社)山口県勤労福祉共済会の行う共済事業(ファミリー型を除く)に１年以上加入している勤労者
２事業主の方等と同一生計の勤労者で、当該事業主の経営する企業に勤務する方は貸付対象となりません。
３中小企業の範囲…次の「資本金又は出資金」又は「常用の従業員数」のいずれかが該当すれば、貸付対象となります。

業　種	資本金又は出資金	常用の従業員数
①小売業	5,000万円以下	50人以下
②サービス業	5,000万円以下	100人以下

業　種	資本金又は出資金	常用の従業員数
③卸売業	１億円以下	100人以下
④上記以外の業種	３億円以下	300人以下

貸付条件

資金使途	貸付限度額	貸付期間	摘　要
大学教育資金	300万円	10年以内（上記のうち、在学中は、４年以内の据置が可能）	借入申込合計額が300万円以内であれば、在学中に複数回の利用が可能。
育児・介護休業資金	100万円（一定の場合150万円）	10年以内（上記のうち、休業中は、１年以内の据置が可能）	既貸付残高と再度借入申込額の合計額が100万円以内(一定の場合は150万円以内)の場合に、再度借入申込が可能。 ※一定の場合とは、子が１歳(両親ともに育児休業をする場合の特例に該当するときは１歳２ヶ月)を超えても育児休業が必要と認められる場合(当該子が保育所に入所を希望しているが、入所できない場合等)をいいます。
冠婚葬祭・療養資金	100万円	10年以内	当資金償還中は、新たに当資金の借入申込はできません。
災害資金	100万円	10年以内（上記のうち、１年以内の据置が可能）	貸付限度額は、一災害につき100万円とします。
生活向上資金	100万円	10年以内	生活向上資金とは、自家用車や耐久消費財の購入など、生活向上に役立つ資金をいいます。 当資金償還中は、新たに当資金の借入申込はできません。

貸付利率 年 1.58%（保証料別途 年 0.7%又は 1.2%）

償還方法 元利均等月賦償還(元金償還額の30%以内のボーナス払いの併用可)
据置期間中は、利息のみの償還となります。

保証機関等 (一社)日本労働者信用基金協会の債務保証(保証料率は同協会の定める率)を受けることが必要です。同協会が債務保証をするに当たっては、連帯保証人を求める場合があります。
貸付対象者(３)の②に該当する勤続１年未満の方は、連帯保証人１名が必要です。

申込み等 １取扱金融機関(申込み先) **中国労働金庫**（貸付に当たっては中国労働金庫の審査があります。）
２受付及び貸付決定　貸付枠に達するまで随時
３申込みに必要な書類
①所定の借入申込書　②資金使途明細書(見積書など資金使途や金額を確認できる書類を添付すること。)
③所得証明書(源泉徴収票又は給与明細書)　④印鑑証明書(最近３ヶ月以内に発行されたもの)
⑤完納証明書(市町税)　⑥その他、中国労働金庫及び(一社)日本労働者信用基金協会が必要とする書類

山口県・市町離職者緊急対策資金貸付制度

～会社倒産又は事業の不振若しくは縮小等により離職を余儀なくされた方の生活の安定を図るために、県・市町・労働金庫が協調して貸付を行う制度です。～

貸付対象者 次の(１)～(６)の要件をすべて満たす方が対象となります。

(１)県内に居住している方　　(２)離職時の事業所に１年以上勤続していた方
(３)離職を余儀なくされた勤労者(雇用保険受給資格者又は雇用保険受給資格者であった者で離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32及び34である方に限ります。)で、離職後１年以内の方
(４)借入申込時に、現に離職しており、ハローワークで求職活動を行っている方
(５)市町税を完納している方　　(６)返済能力のある方

貸付条件

資金使途	貸付限度額	貸付期間
大学教育資金	150万円	10年以内(左記のうち、在学中は、４年以内の据置が可能)
住宅資金償還金	70万円	６年以内(別に１年以内の据置が可能)
冠婚葬祭・療養資金	100万円	10年以内(左記のうち、１年以内の据置が可能)
災害資金		
一般生活資金		

貸付利率 年 1.0%（保証料別途 年 0.7%又は 1.2%）

償還方法 元利均等月賦償還　据置期間中は、利息のみの償還となります。

保証人等 連帯保証人１名(申込人と別生計の方)と(一社)日本労働者信用基金協会の債務保証(保証料率は同協会の定める率)を受けることが必要です。

申込み先 **中国労働金庫**（貸付に当たっては中国労働金庫の審査があります。）

(注) １離職理由を確認するため、雇用保険受給資格者証等の証明書が必要です。
２雇用保険受給資格者証の離職理由コード
11…解雇
12…解雇(天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる)
21…雇止め(雇用期間３年以上雇止め通知あり)
22…雇止め(雇用期間３年未満更新明示あり)
23…期間満了(雇用期間３年未満更新明示なし)
31…正当な理由のある退職(事業主からの働きかけによる)
32…正当な理由のある退職(事業所移転等に伴う)
34…正当な理由のある退職(被保険者期間12ヶ月未満)

山口県中小企業勤労者賃金遅払資金貸付制度

～ 賃金の遅払のため、生活資金にお困りの方へ ～

貸付対象者 県内に居住し、中小企業である事業所等に勤務している勤労者で、令和５年４月１日から令和７年３月31日までの間に賃金が遅払いとなっている方

資金使途 賃金の遅払いのため必要となった生活資金

貸付限度額 54万円(ただし、１ヶ月分の遅払賃金に対する貸付限度額は、１ヶ月分の遅払賃金×80%又は18万円のうちいずれか低い方の額とし、3ヶ月分を限度とする。)

貸付期間 6ヶ月以内　　**償還方法** 一括償還

貸付利率 年 1.58%（保証料別途 年 0.7%又は 1.2%）

保証人等 連帯保証人１名と(一社)日本労働者信用基金協会の債務保証(保証料率は同協会の定める率)を受けることが必要です。

申込み先 **中国労働金庫**（貸付にあたっては中国労働金庫の審査があります。）